

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 自社の強みである建築板金工事の設計・施工、住宅リフォーム工事において、取引先や協力会社との技術・情報共有を推進し、新たな価値創造に取り組みます。
- 屋根工事分野に特化したコンサルタントなど外部の専門人材とも連携し、最新の知識や経営改善のノウハウを取り入れることで、取引先・顧客により良い価値を提供します。
さらに、地域の協力会社や職人とのネットワークを活かし、地域全体の発展に寄与します。
- 定期健康診断の100%受診推進と、必要な再検査・精密検査のフォローワーク体制
- ITツール等を活用したデータの情報共有・可視化による業務効率化を行います。
- 定期健康診断の100%受診推進と、必要な再検査・精密検査のフォローワーク体制
- 残業削減や有給休暇取得の促進など、働き方改革の推進
- 現場での熱中症対策（休憩時間の確保・水分補給など）

これにより、従業員の健康を守るだけでなく、安全で安心な作業環境を提供し、取引先や地域社会に対してより良い価値を提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

取引先に対し、不当な値引きやコスト負担の押し付けを行いません。

原材料費や人件費の上昇などのコスト増加については、適正に価格へ転嫁します。

契約条件や仕様の変更が必要な場合は、取引先と十分に協議を行い、合意のうえで対応します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・従業員や協力会社との長期的信頼関係を重視し、安全で働きやすい現場環境を整備します。
- ・地域社会との関わりを大切にし、地域イベントや防災活動等にも積極的に参加します。

令和7年8月28日

株式会社リライフ

代表取締役 藤原和也

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。